

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難している申立人らについて、子供が避難先から近い高等学校に進学し、帰還すれば通学が困難となることから、避難継続の必要性を肯定して、平成24年9月以降の避難慰謝料が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の期間及び損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として金143万円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として金110万円の支払義務があることを認める。
- 3 被申立人は、申立人X3に対し、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として金75万円の支払義務があることを認める。
- 4 被申立人は、申立人X4に対し、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として金75万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償を請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月30日

（仲介委員 笹原直和）

申立人X 1 について	
損害項目	金額
精神的損害（平成 24 年 9 月から平成 25 年 7 月）	1, 100, 000
精神的損害増額分（平成 24 年 9 月から平成 25 年 7 月）	330, 000
合計	1, 430, 000

申立人X 2 について	
損害項目	金額
精神的損害（平成 24 年 9 月から平成 25 年 7 月）	1, 100, 000
合計	1, 100, 000

申立人X 3 について	
損害項目	金額
精神的損害（平成 24 年 9 月から平成 25 年 7 月）	750, 000
合計	750, 000

申立人X 4 について	
損害項目	金額
精神的損害（平成 24 年 9 月から平成 25 年 7 月）	750, 000
合計	750, 000

支払金額合計	4, 030, 000
--------	-------------